

# そなえよつねに共済／賠償責任保険

## 手引き

ボーイスカウト活動中のケガを補償する仕組みとして、

文部科学省より認可された『そなえよつねに共済』を運営しています。

### 目次

1. 安心・安全制度について	1
2. 『そなえよつねに共済』について	2
2-1. 補償の内容と特徴	2
2-2. 補償の対象は“ボーイスカウト活動”中	4
2-3. 補償対象者の範囲（共済に加入できる方）	4
2-4. 補償期間	5
2-5. 共済加入手続き	5
2-6. 共済掛金	6
2-7. 事故が起きたら	6
(参考) 事故が発生した場合の共済金請求の手順について	7
(参考) 共済約款	8
3. 対人・対物 賠償責任保険について	14

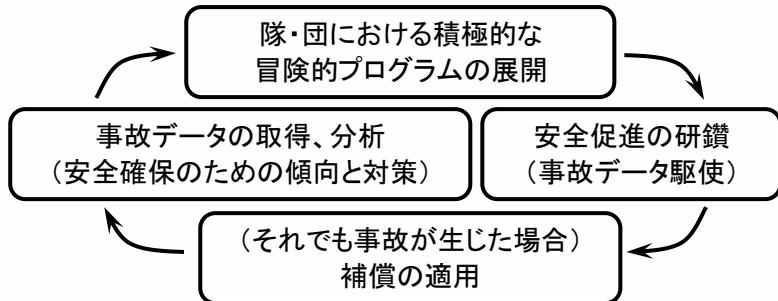
令和元年 12 月

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟

# 1. 安心・安全制度について

昨今、ボーイスカウト加盟員数は年々減少する傾向にあります。これに歯止めをかける有力な対策の一つとして、日頃の活動において**隊・団における本来のボーイスカウトらしい冒険的プログラムの積極的な展開**が極めて重要であることは今更申すまでもありません。

『安心・安全制度』(安全確保・事故補償のシステムループ)



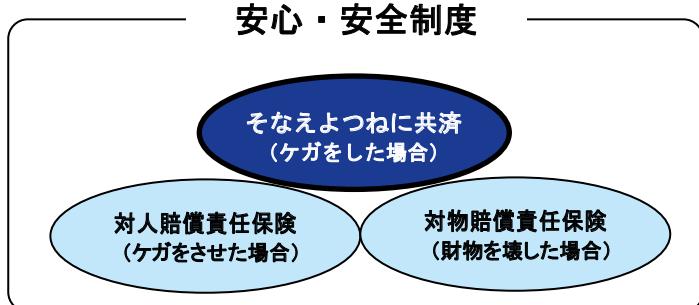
日本連盟では、冒険的プログラムを展開される団や隊をサポートするため、『**安全確保・事故補償のシステムループ**』と称する**安心・安全制度**の輪の中で活動して頂く枠組みを構築し、その柱となる事故補償の仕組みについては、下記 4 点を目的として『**そなえよつねに共済**』を運営しています。

## 『そなえよつねに共済の目的』

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| ①ボーイスカウト活動に適合した補償内容 | ②掛け金の低廉化       |
| ③安全普及啓発活動等費用の醸成・活用  | ④事故データの取得・有効活用 |

この仕組みをより有効的に活用し、組織全体でさらなる事故の削減を目指していくために、『安心・安全制度』はすべての加盟員を対象としています。全加盟員が参加する『安心・安全制度』の中核的サービスとして、『**そなえよつねに共済**』を展開して参ります。

『安心・安全制度』は、『そなえよつねに共済』によって事故やケガへ備えるほか、対人・対物の賠償責任保険により第三者に対する損害賠償もカバーします。万が一のケガから賠償責任を伴う事故まで、ボーイスカウト活動を幅広くサポートします。



- **そなえよつねに共済** ……ボーイスカウト活動中の事故により被共済者がケガをしたときの補償
- **対人賠償責任保険** ……ボーイスカウト活動中の事故により第三者にケガを負わせたときの損害補償
- **対物賠償責任保険** ……ボーイスカウト活動中の事故により第三者の財物を損壊させたときの損害補償

※ 対人・対物の賠償責任保険は、Chubb 損害保険株式会社(東京支店 東京都品川区北品川6丁目7番29号 Tel03-6364-7070)と日本連盟が保険契約を締結する『ボーイスカウト賠償責任保険』に基づき提供されます。

## 2. 『そなえよつねに共済』について

### 2-1. 補償の内容と特徴

補償項目		概要	補償額	備考
傷害補償	<b>死亡補償</b> (死亡共済金)	“ボーイスカウト活動”中に、不慮の事故により死亡したとき	<b>2,000 万円</b>	事故発生の日からその日を含めて 180 日以内の死亡について補償されます。
	<b>後遺障害補償</b> (後遺障害共済金)	“ボーイスカウト活動”中に、不慮の事故により後遺障害を被ったとき	<b>障害の程度に応じて 120 万円～3,000 万円</b> (※)	障害の程度に応じて予め定められた支払割合に従って補償されます。
	<b>入院補償</b> (入院共済金)	“ボーイスカウト活動”中に、不慮の事故により傷害を被り、入院したとき	<b>入院 1 日につき 4,000 円</b>	事故発生の日からその日を含めて 180 日以内の実入院日数に応じて補償されます。
	<b>手術補償</b> (手術共済金)	“ボーイスカウト活動”中に、不慮の事故により傷害を被り、所定の手術を受けたとき	<b>所定の手術に限り 60,000 円</b>	入院補償が受けられる場合に、1 事故について 1 回の手術に限り、補償されます。
	<b>通院補償</b> (通院共済金)	“ボーイスカウト活動”中に、不慮の事故により傷害を被り、通院または往診を受けたとき	<b>通院・往診 1 日につき 2,000 円</b>	事故発生の日からその日を含めて 180 日以内の実通院または実往診日数に応じて補償されます(90 日分を限度とします)。

※ 後遺障害補償は、労働者災害補償保険(いわゆる「労災保険」)や自動車損害賠償責任保険(いわゆる「自賠責保険」)に準じた等級表を障害の程度に照らして補償額を決定します。詳しくは、8 ページに掲載する共済約款をご確認下さい。

#### 【そなえよつねに共済の特徴】

- ✓ “ボーイスカウト活動”中に、急激で偶然な外来の事故(※)により傷害を被ったときに補償の対象となり、“**ボーイスカウト活動**”に基づく傷害事故を総合的に補償します。
- ✓ 通常のボーイスカウト活動中のほか、**指導者が同行していない活動**(例:班キャンプなど)や**ベンチマークの単独活動時、活動場所への往復時**も補償の対象となります。
- ✓ 入院補償や通院補償は、事故発生の日からその日を含めて 180 日間の**長期補償**です。**第 1 日目から補償**の対象となり、医療費の実費に関わらず、実日数に応じた**定額払い**です。
- ✓ 日本国内はもちろん、**海外**での“ボーイスカウト活動”中の事故も補償の対象です。
- ✓ 健康保険や他の保険・共済制度の補償、損害賠償金の有無に関わらず、共済金が支払われます。

※ 野球肩やテニス肘、疲労骨折、靴ズレ、成長障害、加齢に伴うものなど、その他急激的な外傷によらない特有の障害は**補償の対象となりません**。ただし、**熱中症は補償の対象になります**。

<b>死亡 共済金</b>	<b>事故により死亡した場合に、一律 2,000 万円が支払われます</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>死亡共済金は死亡された方の法定相続人へ支払われます。</li> <li>すでに後遺障害共済金が支払われた場合には、2,000 万円からすでに支払われた後遺障害共済金を控除した金額となります。</li> </ul>
<b>後遺障害 共済金</b>	<b>事故により後遺障害を被った場合に、障害の程度に応じて 120 万円～3,000 万円が支払われます</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>事故発生の日からその日を含めて 180 日以内に生じた後遺障害、または 181 日目における医師の診断に基づき認定された後遺障害とします。</li> <li>同年度内に発生した事故に基づいて支払われる後遺障害共済金の総額は 3,000 万円を限度とします。</li> </ul>
<b>入院 共済金</b>	<b>事故により傷害を被り入院した場合に、入院 1 日につき 4,000 円が支払われます</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>事故発生の日からその日を含めて 181 日目以降の入院については、共済金は支払われません。</li> <li>転院等、同一日に複数の医療機関で入院した場合でも入院共済金は重複して支払われません。</li> </ul>
<b>手術 共済金</b>	<b>事故により傷害を被り所定の手術を受けた場合に、一律 60,000 円が支払われます</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>事故発生の日からその日を含めて 180 日以内に受けた手術 1 回に限ります。</li> <li>予め定められた所定の手術以外の手術の場合には、手術共済金は支払われません。</li> </ul>
<b>通院 共済金</b>	<b>事故により傷害を被り通院した場合や往診を受けた場合に、通院・往診 1 日につき 2,000 円が支払われます</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>実際に通院しない場合でも、骨折等の部位を固定するため医師の指示によりギプス等を常時装着し、日常生活に著しい支障が生じたと認められる場合には、当該期間中も通院したものとみなします。</li> <li>1 事故で支払われる通院共済金は、通算して 90 日分を限度とします。</li> <li>入院共済金が支払われるべき期間中の通院及び通院共済金の支払を受けられる期間中新たに被った他の傷害を治療するための通院については、通院共済金は重複して支払われません。</li> <li>同一日に 2 度以上通院や往診を受けた場合でも、通院共済金は重複して支払われません。</li> <li>事故発生の日からその日を含めて 181 日目以降の通院・往診については、共済金は支払われません。</li> </ul>

### 【補償の対象となるない主な場合】

- 平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の入通院及び往診
- 被共済者の**故意または重大な過失**によるもの
- 脳疾患や心神喪失、疾病等に起因するもの
- 専用道具を用いた山岳登はん**(※1)、リュージュ等(※2)や航空機(※3)の操縦、スカイダイビング、ハンググライダー、超軽量動力機(※4)やジャイロプレーンの搭乗、その他これらに類する**危険な活動**を行なっている間に生じた事故
- 食中毒**(細菌性、アレルギー性等の要因を問いません)
- むち打ち症や頸椎症等の頸部症候群、腰痛及びその他の症状で、これを裏付けるに足りる**医学的他覚所見のないもの**
- 酒気を帯びた状態**または**法令で定められた運転資格を持たない**(※5)等、正常な運転ができない恐れがあると判断される状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- 乗用具(※6)による競技、競争、興行もしくは試運転をしている間または競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・様式により乗用具を使用している間に生じた事故(※7)
- 地震や噴火またはこれらによる津波(※8)
- 戦争、テロ、反乱その他これらに類似の**事変**または**暴動**(※8)

※1 ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用する山岳登はんを言います。また、ロッククライミングやフリークライミングも補償の対象外となります。

※2 ボブスレー及びスケルトンも補償の対象外となります。

※3 グライダー及び飛行船は補償されます。

※4 超軽量動力機とは、モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。パラグライダーやパラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます)はこれに該当せず、補償の対象になります。

※5 無資格運転とは、運転する地における法令による運転資格や走行以外の操作資格を持たないで自動車(クレーン車等の工作用自動車その他これらに類する自動車を含みます。)もしくは原動機付自転車を運転していることをいいます。

※6 乗用具とは、工作用自動車や原動機付自転車を含む自動車等、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具をいいます。

※7 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行う行為も補償の対象外となります。

※8 これらの事由に随伴して生じた事故やこれらに伴う秩序の混乱に起因して生じた事故も補償の対象外です。

\* 補償の詳しい内容につきましては、かならず「そなえよつねに共済約款」をご確認ください。

## 2-2. 補償の対象は“ボーイスカウト活動”中

『そなえよつねに共済』は“ボーイスカウト活動”中の事故を補償します。

### ◎ “ボーイスカウト活動”とは…

日本連盟または都道府県連盟・地区・団・隊が行うこともしくは参加することを認めた活動で、その事実が文書等により客観的に確認できるものをいいます。

- 指導者が同行していない活動（例：班キャンプなど）やベンチャーの単独活動も含みます。
- **往復途上の事故も補償の対象**となります。ただし、住居（または学校もしくは勤務地）と所定の集合・解散場所とを合理的な経路及び方法により往復している間に生じた事故であり、次のいずれかに該当する場合に限ります。
  - 規定の制服を着用していること
  - 活動計画書や参加者名簿により、当該活動の参加者や開催日時・場所が事前に確定していること
- 活動の事実が客観的に確認できる文書とは、**活動計画書**及び**参加者名簿**を言います。
- 活動計画書は、事故が生じた当該活動について事前に明確に記載されたもので、少なくとも「**活動名**」「**活動日時**」「**活動場所**」「**活動内容**」「**活動計画書の作成日**」の5項目をすべて満たすよう記載して下さい。

## 2-3. 補償対象者の範囲（共済に加入できる方）

『そなえよつねに共済』は、“ボーイスカウト活動”に参加するあらゆる方を対象にしています。具体的には次の方が対象になり、所定の加入手続きを経て、補償を受けることができます。

- ① 教育規程に基づいて加盟登録する**スカウト**
- ② 教育規程に基づいて入隊課目を履修する**仮入隊者**
- ③ “ボーイスカウト活動”に参加する①②以外の**青少年**
- ④ 教育規程に基づいて加盟登録する**指導者**
- ⑤ ④以外の“ボーイスカウト活動”における指導者及び活動を支援する**支援者**
- ⑥ “ボーイスカウト活動”に参加または同行する①～③の**保護者**及び**親族**、④や⑤の**親族**

- 加盟員は、加盟登録申請を行うことにより、自動的に補償対象者となります。
- 保護者や親族に年齢制限はありません。また、活動を支援頂く方はどなたでもご加入頂けます。
- 「親族」とは、6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族を言います。

## 2-4. 補償期間

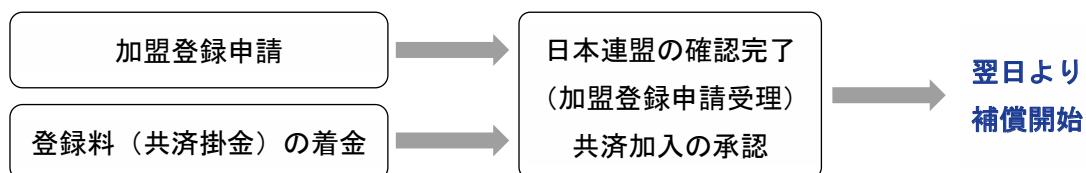
令和2年4月1日（午前0時）より令和3年3月31日（午後12時）までの1年間です。

- 日本連盟へ所定の登録手続き（非加盟員の場合には所定の共済加入手続き）を経た場合に限り、令和2年4月1日より補償が開始され、令和3年3月31日に終了します。
- 年度途中で登録される加盟員及び年度途中で共済に加入する非加盟員の補償開始時期については、次項【2-5. 共済加入手続き】をご確認下さい。

## 2-5. 共済加入手続き

加盟員か否かに関わらず、すべての方の共済加入手続きは、加盟登録システムより行います。

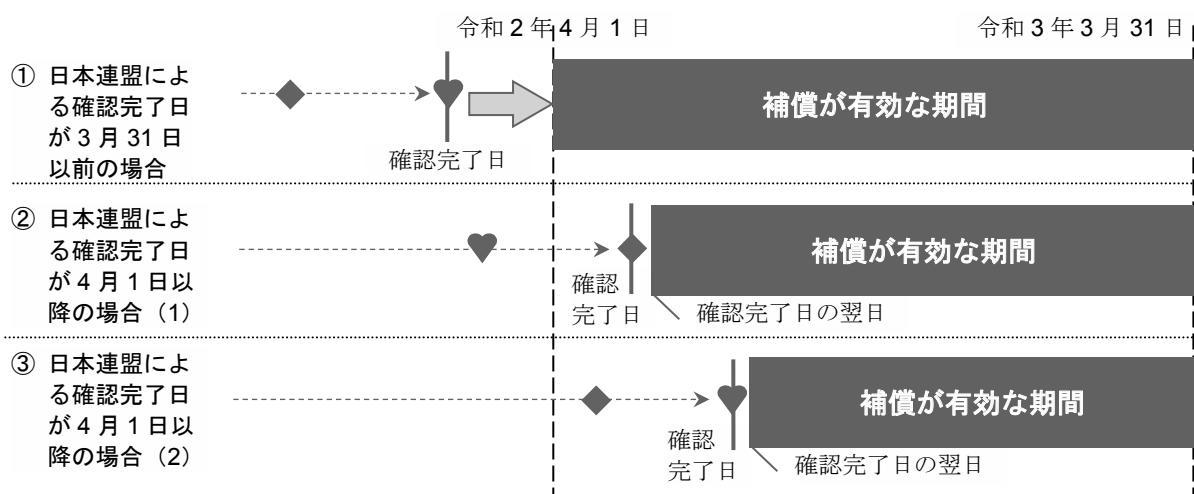
加盟登録システムにより加盟登録申請（非加盟員の場合は共済加入の登録申請）を行い、日本連盟での確認が完了すると、共済加入が認められたことになり、その翌日から補償が始まります。



- 加盟登録申請（非加盟員は共済加入の登録申請）と登録料（非加盟員は共済掛金）の着金のいずれか遅い日が共済加入日（日本連盟による確認完了日）で、その翌日より補償が開始します。
- 加盟登録システムによる加盟登録申請（非加盟員の場合は共済加入の登録申請）の手順については、各団に配布する「加盟登録事務処理マニュアル」をご確認下さい。

### 【加盟登録申請と補償開始日の関係】

※符号の意味…… ◆ : 申請データ受理日      ❤ : 入金日



## 2-6. 共済掛金

1名あたりの共済掛金は、900円です。(※)

- 加盟員の共済掛金は、加盟登録料に含まれています。(共済に加入するために、加盟登録料に加えて別途共済掛金をお支払い頂く必要はありません。)
- 非加盟員の共済掛金は団でとりまとめ、団の名義にて、日本連盟の銀行口座へ直接送金ください。
- 年度途中で『そなえよつねに共済』に加入する場合には、共済加入期間に応じて共済掛金が下記のとおり減額されます。送金の際にはお間違いないよう、ご注意ください。

### 【年度途中で加入する場合の1名あたり共済掛金】

- 4月～8月に共済に加入する場合 ..... 900円 (※)
- 9月～翌年3月に共済に加入する場合 ..... 700円 (※)

※ 昨年度より、1名あたりの共済掛金の金額が変更されました。送金の際はお間違わないよう、ご注意ください。

## 2-7. 事故が起きたら…

『そなえよつねに共済』は、“ボーイスカウト活動”中の事故を補償する共済制度です。

共済金の請求にあたっては、“ボーイスカウト活動”中に事故が生じたことを確認するため、必ず**活動計画書**及び**参加者名簿**の提出が必要になります。

“ボーイスカウト活動”中や往復途上での事故によりケガをした場合には、速やかに（事故が発生した日から30日以内に）、**日本連盟 安心・安全制度推進室まで連絡**してください。

ご連絡に基づき、「事故発生状況受付簿」をお送りいたしますので、必要事項をご記入の上、**事故が発生したボーイスカウト活動の活動計画書及び参加者名簿を添えて**ご返信ください。

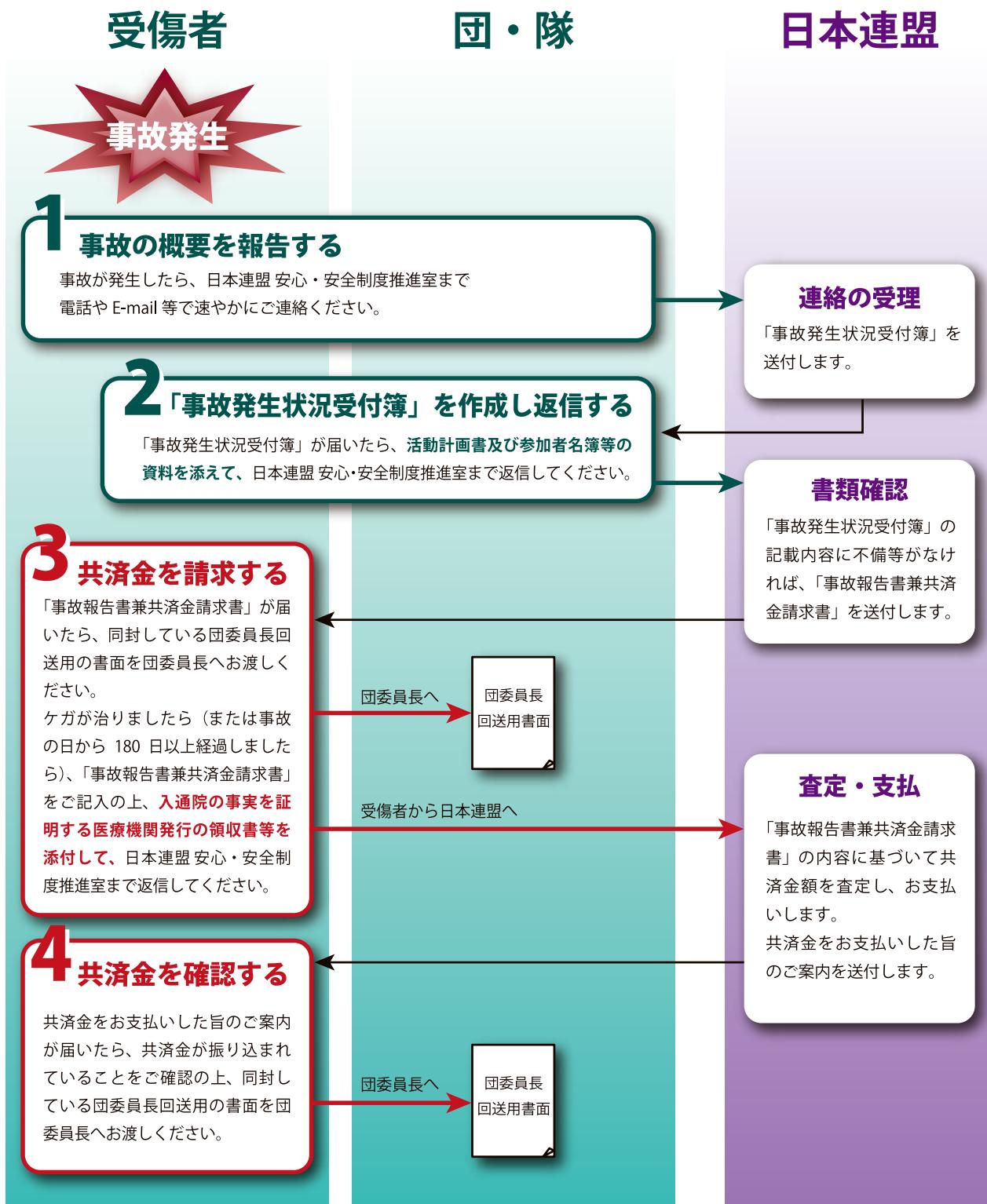
「事故発生状況受付簿」を受理した後、ケガをした方（もしくはその代理者）宛に、共済金の請求に必要な書類を日本連盟より直接送付いたします。

### 【共済金の請求に必要な書類】

- ① 共済金請求書（「事故発生状況受付簿」を受理した後、日本連盟より送付します）
- ② 医療機関を受診した際の領収書（または医療機関が発行する診断書）
- ③ その他、日本連盟が指示する資料

死亡共済金についてはご遺族（法定相続人に限ります）、それ以外の共済金についてはケガをされた方（またはその保護者）へ、日本連盟より直接共済金をお支払いいたします。

# 事故が発生した場合の共済金請求の手順について



連絡・お問い合わせ先

## 日本連盟 安心・安全制度推進室

TEL : 03-5652-2945 / FAX : 03-5803-9732 / e-mail : kyosai@scout.or.jp  
〒112-0004 文京区後楽 2-3-28 KIS 飯田橋 3 階 <http://www.scout.or.jp/kyosai>

## 共済約款

### (用語の定義)

第1条 この共済約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
き 共済期間	4月1日より当該年度末までの一周年をいいます。ただし、毎事業年度開始前までに共済掛金の支払を怠る等、当連盟が共済契約の申し込みを認めない場合にはこの限りではありません。また、年度の途中で共済契約を締結する場合または共済に加入する場合には、加入日(注)の翌日より当該年度末までの期間をいいます。 (注)共済契約または共済加入の申込みを当連盟が認めた日をいいます。
共済金	この共済約款に基づいて補償として当連盟より支払われる金銭で、死亡共済金、後遺障害共済金、入院共済金、手術共済金または通院共済金をいいます。
共済金受取人	共済金の支払いを受ける者で、被共済者本人とします。ただし、死亡共済金については、被共済者の法定相続人とします。
共済金額	この共済契約で支払われる共済金の金額をいい、共済金の種類ごとに次の金額とします。 死亡共済金額 2000万円 後遺障害共済金額 3000万円 入院共済金額 4000円 手術共済金額 60000円 通院共済金額 2000円 ただし、上記が重複する場合の取扱いについては、この約款の規定に従って支払います。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。 (注1)いずれもそのための練習を含みます。 (注2)性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
こ 後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被共済者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
し 自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すことをいいます。
乗用具	自動車等、モーターボード(注)、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 (注)水上オートバイを含みます。
ち 治療	医師による治療をいいます。ただし、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師による治療をいいます。
つ 通院	治療が必要な場合において、病院等に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
と 当連盟	公益財団法人ボースカウト日本連盟をいいます。
	当連盟のほか、都道府県連盟、地区、団、隊をいいます。
に 入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ひ 被共済者	この共済約款の規定に従って補償の対象となる者をいいます。
病院等	医療法に基づき開設された病院または診療所(注)をいいます。ただし、大会、行事等における救護所は除きます。 (注)四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当連盟が認めた柔道整復師法に定める施術所を含みます。
ほ ボースカウト活動	当連盟等が行う活動または当連盟等が行うこともしくは参加することを認めた活動で、その事実が文書等により客観的に確認できるものをいいます。

### (共済約款の適用)

第2条 この共済約款の規定は被共済者ごとに適用します。

### (共済金を支払う場合)

第3条 当連盟は、被共済者が、共済期間中にボースカウト活動に参加している間に、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によってその身体に傷害を被った場合に、この共済約款の規定に従って共済金を支払います。

2 前項の「ボースカウト活動に参加している間」とは、被共済者がボースカウト活動に参加するため所定の集合地に集合したときから所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、当連盟等が認める指導者の指揮、監督及び指導下にある間をいいます。

3 前項のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、被共済者がボースカウト活動に参加することを目的として、住居と所定の集合・解散の場所とを合理的な経路及び方法により往復している間についても、第1項「ボースカウト活動に参加している間」に含めるものとします。

- ①被共済者が当連盟等の定める制服を着用している場合
- ②次の要件をすべて充足する場合
  - ア 被共済者がボースカウト活動に参加するため住居を出発する前に、当該ボースカウト活動に参加する被共済者の氏名が当連盟等の備える名簿等の資料により確定していること。
  - イ 当該ボースカウト活動の開催される日時及び場所が当連盟等の備える資料により確定していること。

4 被共済者の学校もしくは勤務地から所定の集合地へ赴く場合または所定の解散地から被共済者の学校もしくは勤務地へ赴く場合には、その間については、前項の「住居」とあるのを「学校または勤務地」と読み替えて、同項の規定を適用します。

### (中毒症状及び熱中症の取扱い)

第4条 第3条(共済金を支払う場合)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

- (注) 繰続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 2 第3条(共済金を支払う場合)の傷害には、日射または熱射による身体の障害を含みます。

### (共済金を支払わない場合)

第5条 当連盟は、次の各号に掲げる事由のいずれかによって生じた傷害に対しては、共済金を支払いません。

- ①共済契約者または被共済者の故意または重大な過失
- ②共済金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が共済金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
- ③被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故

ア 法令に定められた運転資格(注1)を持たないで自動車等を運転している間

イ 酒気を帯びた状態(注2)で自動車等を運転している間

ウ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

エ 乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、下記に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、共済金を支払います。

オ 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、下記に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、共済金を支払います。

カ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

⑤被共済者の脳疾患、心神喪失または疾病

⑥被共済者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置。ただし、当連盟が共済金を支払うべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。

⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波

⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)

⑨核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑩⑦から⑨までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混亂に基づいて生じた事故

⑪⑨以外の放射線照射または放射能汚染

⑫山岳登攀(注6)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注7)操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注8)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中に生じた事故

(注1)運転する地における法令によるものをいいます。

(注2)アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注3)群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安に維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4)使用済燃料を含みます。

(注5)原子核分裂生成物を含みます。

(注6)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミング)を含みます。)

(注7)グライダー及び飛行船を除きます。

- (注8)モーターハンギングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。
- 2 当連盟は被共済者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。  
(注)いわゆる「むちうち症」をいいます。
- (死亡共済金の支払)**
- 第6条 当連盟は、被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、死亡共済金額の全額(注)を死亡共済金として共済金受取人に支払います。  
(注)すでに支払った後遺障害共済金がある場合は、死亡共済金額からすでに支払った金額を控除した残額とします。
- 2 死亡共済金の共済金受取人が2名以上であるときは、当連盟は、法定相続分の割合により死亡共済金を共済金受取人に支払います。
- (後遺障害共済金の支払)**
- 第7条 当連盟は、被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害共済金として共済金受取人に支払います。
- $$\text{後遺障害共済金額} \times \text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する共済金支払割合} = \text{後遺障害共済金の額}$$
- 2 前項の規定にかかわらず、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当連盟は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被共済者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、前項のとおり算出した額を後遺障害共済金として支払います。
- 3 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- 4 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当連盟は、後遺障害共済金額に次の共済金支払割合を乗じた額を後遺障害共済金として支払います。
- ①別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、最も重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する共済金支払割合
- ②①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する共済金支払割合
- ③①及び②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、最も重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する共済金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する共済金支払割合の合計が上記の共済金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を共済金支払割合とします。
- ④①から③のいずれにも該当しない場合は、最も重い後遺障害の該当する等級に対する共済金支払割合
- 5 すでに後遺障害のある被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、後遺障害共済金額に次の割合を乗じた額を後遺障害共済金として支払います。
- 別表1に掲げる加重後の後遺障害にすでにあった後遺障害に該当する等級に対する共済金支払割合 ÷ 該当する等級に対する共済金支払割合 = 適用する割合
- 6 同一の共済期間に発生した事故に対して当連盟が前各項の規定に基づいて支払う後遺障害共済金の額は、後遺障害共済金額の100%をもって限度とします。
- (入院共済金及び手術共済金の支払)**
- 第8条 当連盟は、被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院した場合は、その期間に対し、入院共済金として共済金受取人に支払います。
- 2 前項の入院共済金は、入院共済金日額に入院日数を乗じて得た額とします。
- 3 第1項の期間には、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条(臓器の摘出)の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。  
(注)医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- 当連盟は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院共済金を支払いません。
- 5 被共済者が入院共済金の支払を受けられる期間中にさらに入院共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当連盟は、重複して入院共済金を支払いません。
- 6 当連盟は、入院共済金が支払われる場合に、被共済者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院等において、入院共済金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として別表2に掲げる手術を受けたときは、手術共済金額の全額を手術共済金として共済金受取人に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。
- (通院共済金の支払)**
- 第9条 当連盟は、被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院した場合は、その日数に対し、通院共済金として共済金受取人に支払います。ただし、平常の生活に支障がない程度に傷害がなおった時以降の通院に対しては、通院共済金を支払いません。
- 2 前項の通院共済金は、通院共済金日額に通院した日数(注)を乗じて得た額とします。  
(注)90日を限度とします。
- 3 被共済者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために被共済者以外の医師の指示によりギブス等を常時装着した結果、平常の業務に従事することまたは平常の生活に著しい支障が生じたときは、その日数について、第1項の通院をしたものとみなします。
- 4 当連盟は、前各項の規定にかかわらず、前条の入院共済金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院共済金を支払いません。
- 5 当連盟は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院共済金を支払いません。
- 6 被共済者が通院共済金の支払を受けられる期間中にさらに通院共済金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当連盟は、重複して通院共済金を支払いません。
- (死亡の推定)**
- 第10条 被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合、または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被共済者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害によって死亡したものと推定します。
- (他の身体の障害または疾病の影響)**
- 第11条 被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害を被った時すでに存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または、同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当連盟は、その影響がなかったときに相当する額を支払います。
- 2 正当な理由がなく被共済者が治療を怠ったことまたは共済契約もしくは共済金を受け取るべき者が治療させなかつたことにより、第3条(共済金を支払う場合)の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。
- (被共済者の増減に関する通知義務)**
- 第12条 共済契約締結の後、被共済者の人数を変更する場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を当連盟に通知しなければなりません。また、被共済者の人数が増える場合においては、被共済者の人数が増えた時から当該年度末までの期間を共済加入期間として別表3に掲げる共済掛金に被共済者の増員数を乗じた金額を当連盟に支払うものとします。
- 2 前項の通知に基づき被共済者の人数が増える場合において、前項に定める共済掛金を当連盟が領収する前に、増員した被共済者に生じた事故について、当連盟は、いかなる場合においても共済金を支払いません。
- 3 第1項の通知に基づき被共済者の人数が減る場合においては、当連盟は、共済掛金から減員する被共済者が共済契約に基づいて共済に加入していた期間(共済加入期間)に対し別表3に掲げる共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。ただし、実際の返還額が返還に伴う経費(注)を下回る場合には、返還しない場合があります。  
(注)返還を金融機関口座への送金をもって行う際に生じる送金手数料をいいます。
- (共済契約者の住所変更)**
- 第13条 共済契約者が当連盟に届け出た住所または通知先を変更した場合は、共済契約者は、遅滞なく、その旨を当連盟に通知しなければなりません。
- (共済契約の無効)**
- 第14条 共済契約者が共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合には、共済契約は無効とします。
- (共済契約の取り消し)**
- 第15条 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者の詐欺または脅迫によって当連盟が共済契約を締結した場合には、当連盟は、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を取り消すことができます。
- (共済契約者による共済契約の解除)**
- 第16条 共済契約者は、当連盟に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

### (重大事由による解除)

- 第17条 当連盟は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。
- ①共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、当連盟にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②被共済者または共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③①及び②に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、①及び②の事由がある場合と同程度に当連盟のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- 2 前項の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第19条(共済契約解除の効力)の規定にかかわらず、前項①から③までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害に対しては、当連盟は、共済金を支払いません。この場合において、すでに共済金を支払っていたときは、当連盟は、その返還を請求することができます。

### (被共済者による共済契約の解除請求)

- 第18条 次のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対しこの共済契約(注)を解除することを求めることができます。
- ①この共済契約(注)の被共済者となることについての同意をしていなかった場合
- ②共済契約者または共済金を受け取るべき者に、前条第1項①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③②のほか、共済契約者または共済金を受け取るべき者が、②の場合と同程度に被共済者のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ④この共済契約(注)の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合  
(注)その被共済者に係る部分に限ります。
- 2 共済契約者は、前項①から④までのいずれかの事由がある場合において、被共済者から前項に規定する解除請求があったときは、当連盟に対する通知をもって、この共済契約(注)を解除しなければなりません。  
(注)その被共済者に係る部分に限ります。

### (共済契約解除の効力)

第19条 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

### (共済掛金の返還・無効の場合)

第20条 共済契約が無効の場合には、当連盟は、共済掛金の全額を返還します。ただし、第14条(共済契約の無効)の規定により共済契約が無効となる場合には、共済掛金を返還しません。

### (共済掛金の返還・取り消しの場合)

第21条 第15条(共済契約の取り消し)の規定により、当連盟が共済契約を取り消した場合には、当連盟は共済掛金を返還しません。

### (共済掛金の返還・解除の場合)

- 第22条 第16条(共済契約による共済契約の解除)の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、当連盟は、共済掛金から共済加入期間に対し別表3に掲げる共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。
- 2 第17条(重大事由による解除)第1項の規定により、当連盟が共済契約を解除した場合には、当連盟は、共済掛金から共済加入期間に対し別表3に掲げる共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。
- 3 第18条(被共済者による共済契約の解除請求)第2項の規定により、共済契約者がこの共済契約(注)を解除した場合には、当連盟は、共済掛金から共済加入期間に対し別表3に掲げる共済掛金を差し引いて、その残額を返還します。  
(注)その被共済者に係る部分に限ります。
- 4 前3項の規定には、第12条第3項ただし書きの規定を適用します。

### (事故の通知)

- 第23条 被共済者が第3条(共済金を支払う場合)の傷害を被った場合は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況及び傷害の程度を当連盟に通知しなければなりません。この場合において、当連盟が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被共済者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- 2 被共済者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、共済契約者または共済金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当連盟に書面により通知しなければなりません。
- 3 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第1項もしくは前項の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかつた場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当連盟は、それによって当連盟が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

### (共済金の請求)

- 第24条 当連盟に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- ①死亡共済金については、被共済者が死亡した時
- ②後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③入院共済金及び手術共済金については、被共済者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活ができる程度になおった時、第8条(入院共済金の支払)第1項に該当しない程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ④通院共済金については、被共済者が平常の業務に従事することもしくは平常の生活に支障がない程度になおった時、通院共済金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- 2 共済金を受け取るべき者が共済金の支払を請求する場合は、共済金請求権の発生した日から30日以内に、別表4に掲げる書類のうち当連盟が求めるものを探出しなければなりません。
- 3 共済金を受け取るべき者に共済金の支払を請求できない事情がある場合は、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当連盟に申し出で、当連盟の承認を得たうえで、共済金を受け取るべき者の代理人として共済金の支払を請求することができます。
- ①共済金を受け取るべき者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ②①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に共済金の支払を請求できない事情がある場合には、共済金を受け取るべき者と同居または生計を共にする三親等内の親族
- ③①及び②に規定する者がいない場合は①及び②に規定する者に共済金の支払を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)  
または②以外の三親等内の親族  
(注)法律上の配偶者に限ります。
- 4 前項の規定による共済金を受け取るべき者の代理人からの共済金の支払の請求に対して、当連盟が共済金を支払った後に、重複して共済金の支払の請求を受けたとしても、当連盟は、共済金を支払いません。
- 5 当連盟は、事故の内容または障害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当連盟が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当連盟が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- 6 共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または第2項もしくは前項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合は、当連盟は、それによって当連盟が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。
- (共済金の支払時期)
- 第25条 当連盟は、特別な事由がない限り、請求完了日(注)からその日を含めて45日以内に、当連盟が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。
- ①共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無及び被共済者に該当する事実
- ②共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③共済金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過及び内容
- ④共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において定める解除、無効または取り消しの事由に該当する事実の有無  
(注)共済金を受け取るべき者が前条第2項の規定による手続きを完了した日をいいいます。
- 2 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当連盟は、請求完了日(注)からその日を含めて次に掲げる日数(注)を経過するまでに、共済金を支払います。この場合において、当連盟は、確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を共済金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ①第1項①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ②第1項①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③第1項③の事項のうち、後遺障害の内容及びその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における第1項①から④までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤第1項①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査 180日

- (注1)共済金を受け取るべき者が前条第2項の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2)複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3)弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- 3 前各項に掲げる必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかつた場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項または第2項の期間に参入しないものとします。
- (注)必要な協力をを行わなかつた場合を含みます。
- 4 第1項または第2項の規定による共済金の支払は、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者と当連盟があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。
- (当連盟の指定する医師が作成した診断書等の要求)**
- 第26条 当連盟は、第23条(事故の通知)の規定による通知または第24条(共済金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他共済金の支払にあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者または共済金を受け取るべき者に対し当連盟の指定する医師が作成した被共済者の診断書または死体検査書の提出を求めるすることができます。
- 2 前項の規定による診断または死体の検査(注1)のために要した費用(注2)は、当連盟が負担します。
- (注1)死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
- (注2)収入の喪失を含みません。

#### (時効)

第27条 共済金請求権は、第24条(共済金の請求)第1項に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両手の手指の全部の用を廃したものの(手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7)両足をリストラン関節以上で失ったもの	69%

#### (代位)

第28条 当連盟が共済金を支払った場合であっても、被共済者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当連盟に移転しません。

#### (共済金受取人の変更)

第29条 共済契約者は、共済金受取人を変更することはできません。

#### (死亡共済金の共済金受取人が複数の場合の取扱い)

第30条 この共済契約について、死亡共済金の共済金受取人が2名以上である場合は、当連盟は、代表者1名を定めることを求めるできます。この場合において、代表者は他の共済金受取人を代理するものとします。

2 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、共済金受取人の中の1名に対して行う当連盟の行為は、他の共済金受取人に対して効力を有するものとします。

#### (訴訟の提起)

第31条 この共済契約に関する訴訟については、当連盟の主たる事務所を管轄する地方裁判所に提起するものとします。

#### (共済金の削減)

第32条 大規模自然災害や大規模事故により第3条(共済金を支払う場合)に規定する共済金が支払われる場合で、それら一事由による共済金の支払合計額が一定規模を超える場合に影響を及ぼすと当連盟が認めた場合には、評議員会の議決を経て共済金を減額して支払うことがあります。

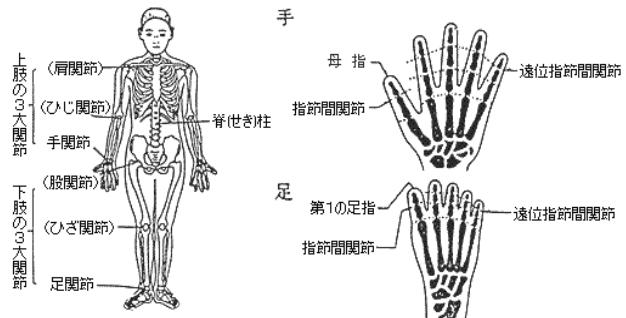
2 前項の規定により共済金を減額して支払う場合には、当連盟は、共済契約者に対して評議員会後速やかにその旨を通知するものとします。

#### (準拠法)

第33条 この共済約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

等級	後遺障害	支払割合
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4)1上肢を手関節以上で失ったもの (5)1下肢を足関節以上で失ったもの (6)1上肢の用を全廃したもの (7)1下肢の用を全廃したもの (8)両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%
第6級	(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5)脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6)1手の母指を含み3の手指または4の手指を失ったもの (7)1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8)1足をリストラン関節以上で失ったもの (9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11)両足の足指の全部の用を廃したものの(足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12)外貌に著しい醜状を残すもの (13)両側の睾丸を失ったもの	42%

等級	後遺障害	支給割合	等級	後遺障害	支給割合
第8級	(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの	34%	第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎮骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの	26%	第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しましたまづげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができ困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%	第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまづげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%		(注1) 上肢、下肢、手指及び足指の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいです。 (注2) 関節等の説明図	



**別表2 第8条(入院共済金及び手術共済金の支払)第6項の手術**

1. 皮膚、皮下組織の手術(单なる皮膚縫合は除きます。)
  - (1) 植皮術、皮膚移植術、皮弁作成術、皮弁移動術、皮弁切断術、遷延皮弁術(いずれも25cm<sup>2</sup>未満は除きます。)
  - (2) 瘢痕拘縮形成術、顔面神経麻痺形成手術、動脈皮弁術、筋皮弁術、遊離皮弁術、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術
2. 手指、足指を含む筋、腱、腱鞘の手術(筋炎手術及び抜釘術を除きます。)
  - (1) 筋、腱、腱鞘の観血手術(いずれも関節鏡下によるものを含みます。)
3. 手指、足指を含む四肢関節、靭帯の手術(抜釘術を除きます。)
  - (1) 四肢関節観血手術、靭帶観血手術(いずれも関節鏡下によるものを含みます。)
  - (2) 人工骨頭挿入術、人工関節置換術
4. 手指、足指を含む四肢骨の手術(抜釘術を除きます。)
  - (1) 四肢骨観血手術
  - (2) 骨移植術(四肢骨以外の骨を含みます。)
5. 手指、足指を含む四肢切断、離断、再接合の手術(抜釘術を除きます。)
  - (1) 四肢切断術、離断術(骨、関節の離断に伴うもの)
  - (2) 切断四肢再接合術(骨、関節の離断に伴うもの)
6. 指移植の手術
  - (1) 指移植手術
7. 鎮骨、肩甲骨、肋骨、胸骨観血手術(抜釘術を除きます。)
8. 脊柱、骨盤の手術(頸椎、胸椎、腰椎、仙椎の手術を含み、抜釘術は除きます。)
  - (1) 脊柱・骨盤観血手術(脊椎固定術、体外式脊椎固定術を含みます。)
9. 頭蓋、脳の手術(抜釘術を除きます。)
  - (1) 頭蓋骨観血手術(鼻骨及び鼻中隔を除きます。)
  - (2) 頭蓋内観血手術(穿頭術を含みます。)
10. 脊髄、神経の手術
  - (1) 手指、足指を含む神経観血手術(形成術、移植術、切除術、減圧術、開放術、捻除術、縫合術、剥離術、移行術)
  - (2) 脊髓硬膜内外観血手術
11. 涙嚢、涙管の手術
  - (1) 涙嚢摘出術
  - (2) 涙嚢鼻腔吻合術
  - (3) 涙小管形成術
12. 眼瞼、結膜、眼窩、涙腺の手術(抜釘術を除きます。)
  - (1) 眼瞼下垂症手術
  - (2) 結膜囊形成術
  - (3) 眼窩プローアウト(吹抜け)骨折手術
  - (4) 眼窩骨折観血手術
  - (5) 眼窩か内異物除去術
13. 眼球・眼筋の手術
  - (1) 眼球内異物摘出術
  - (2) レーザー・冷凍凝固による眼球手術
  - (3) 眼球摘出術
  - (4) 眼球摘除及び組織または義眼台充填術
  - (5) 眼筋移植術
14. 角膜・強膜の手術
  - (1) 角膜移植術
  - (2) 強角膜瘻孔閉鎖術
  - (3) 強膜移植術
15. ぶどう膜、眼房の手術
  - (1) 観血的前房・虹彩異物除去術
  - (2) 虹彩瘻着剥離術、瞳孔形成術
  - (3) 虹彩離断術
  - (4) 緑内障観血手術(レーザーによる虹彩切除術は13.(2)に該当します。)
16. 網膜の手術
  - (1) 網膜復位術(網膜剥離症手術)
  - (2) 網膜光凝固術

**別表3 共済加入期間に応じた共済掛金表**

共済加入期間	共済掛金
7ヵ月まで	700円
12ヵ月まで	900円

**別表4 共済金請求書類**

共済金を請求する場合は、○を付した書類のうち当連盟が求めるものを提出しなければなりません。

提出書類	共済金種類	死亡	後遺障害	入院・手術	通院
1. 共済金請求書	○	○	○	○	○
2. 活動計画書及び参加者名簿	○	○	○	○	○
3. 当連盟の定める傷害状況報告書	○	○	○	○	○
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検査書	○				
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被共済者以外の医師の診断書		○	○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院等の証明書類			○	○	○
8. 死亡共済金の共済金受取人の印鑑証明書	○				
9. 被共済者の印鑑証明書	○	○	○	○	○
10. 被共済者の戸籍謄本	○				
11. 法定相続人の戸籍謄本	○				
12. 委任を証する書類及び委任を受けた者の印鑑証明書(共済金の請求を第三者に委任する場合)	○	○	○	○	○
13. その他当連盟が第25条(共済金の支払時期)第1項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当連盟が指定する資料	○	○	○	○	○
14. ポーイスカウト活動が行われた証拠として当連盟が指定する資料	○	○	○	○	○

### 3. 対人・対物 賠償責任保険について

対人・対物の賠償責任保険は、加盟登録する団及び指導者を対象として、“ボーイスカウト活動”中の不慮の事故に起因して第三者に損害が生じた場合に、団や指導者の過失に基づく損害賠償額を補償する仕組みで、日本連盟が保険契約を締結する損害保険会社より直接提供される保険です。

補償項目		概要	補償額（支払限度額）	備考
賠償責任保険	対人賠償	“ボーイスカウト活動”中の事故に起因して第三者へケガを負わせ、法律上の賠償責任を負ったとき	1事故につき 最大 5 億円 (1名あたり 1 億円まで)	団や指導者を対象とし、1回の事故につき、補償項目ごとに自己負担額（免責金額）10,000円とします。
	対物賠償	“ボーイスカウト活動”中の事故に起因して第三者の財物を損壊し、法律上の賠償責任を負ったとき	1事故につき 最大 500 万円	

#### 【賠償責任保険の特徴】

- スカウトの行為に起因して賠償事故が生じた場合でも、その監督責任等について団や指導者の過失が認められる場合には、認められる過失割合に応じて補償の対象となります。
- **スカウトが負ったケガや団員の所有物を損壊**させた場合でも、その原因として団や指導者に過失が認められる場合には、補償の対象となります。
- 補償の対象となる事故に関する訴訟費用や弁護士報酬等の費用も対象となります。

#### 【補償の対象とならない主な場合】

- もっぱら個人が負担すべき賠償責任で、団や指導者としての過失が認められないもの
  - 往復途上の事故に起因する損害
  - 団が所有、使用、管理する財物損壊で、その所有者等に対する賠償責任（ボーイスカウト活動のために借用する不動産を除きます）
    - （例）会議等で借りた施設で、誤って窓ガラスを破損した場合には補償の対象ですが、会議室の花瓶等、什器や備品を破損した場合には補償対象外です。
  - ボーイスカウト活動後に、ボーイスカウト活動の結果により生じた財物の損壊に起因する賠償責任
- \* なお、補償の対象とならない場合については、日本連盟が保険契約を締結する損害保険会社の普通保険約款及び特別約款・特約、特約書の規定によります。普通保険約款等はいつでも閲覧可能ですので、ご要望の方は日本連盟までお問い合わせください。
- 自動車や航空機（ドローンを含む）、船舶等に起因する賠償責任
    - （例）バイクで移動中に事故を起こした場合、事故の相手方に対する賠償責任は補償の対象となりません。
  - 故意や心神喪失により生じた事故に起因する損害
  - 海外で生じた事故に起因する賠償責任
  - 法律上の賠償責任が生じない場合
    - （例）サッカーの競技中、蹴ったボールが他のプレーヤーに当たりケガをした場合等は、一般的に法律上の賠償責任が無いとされ、補償の対象となりません。
  - 動物や銃器の所有、使用、管理に起因する賠償責任

安心・安全制度や『そなえよつねに共済』に関する問合せ、事故の報告は、下記の受付窓口まで

#### 《日本連盟 安心・安全制度推進室》

住所：〒112-8790 東京都文京区後楽2丁目3番28号 KIS 飯田橋ビル3F  
e-mail:kyosai@scout.or.jp / URL:<http://www.scout.or.jp/kyosai>

**ボーイスカウト日本連盟 安心・安全ダイヤル  
TEL : 03-5652-2945 / FAX : 03-5803-9732**

